

会

長 こんにちは。

今年も残り1週間ほどを残すのみとなりました。

急に寒くなりましたので、委員の皆さんには農作業時など体調管理に、十分注意してください。

では、改めまして只今から、平成30年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は13名で、日下部委員より欠席の連絡を頂いていますが定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は8番 岩田 房喜委員と9番 石塚 芳政委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第24号】

・農地法3条の規定による許可申請 1件

【議案第25号】

・農地法5条の規定による許可申請 2件

【議案第26号】

・相続税の納税猶予に関する適格者証明書 1件

(2) 報告案件について

【報告第20号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3件

【報告第21号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 13件

それでは、【議案第24号】 農地法3条の規定による許可申請1件 を議題といたします。

10番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号10をご覧ください。

申請地は、一場福島____番で登記、現況ともに田で面積は____㎡です。

譲渡人を _____ 様、譲受人を _____ 様 とする使用貸借権設定の申請です。

平成19年に相続し耕作してきたが、近年は全ての農地を耕作できないため規模縮小したい _____ 様と 春日杵前で貸借の農地を返還したため同規模程度の耕作を維持したい _____ 様 からの申請になります。

_____ 様は、耕運機を1台所有しており、従事日数は310日、経営面積は1,411㎡、通作距離は平均3km、平均通作時間は10分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は三宅委員ですが。

三宅委員 特に問題ありません。

会長他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第25号】 農地法5条の規定による許可申請2件を議題といたします。

14番から事務局に説明を求めます。

なお、本件に関しては、渡人が____委員となっておりますので、一次ご退出いただきます。

事務局 議案書 2 ページ、申請番号 14 をご覧ください。

申請地は春日八幡____で面積は____㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借の農地転用になります。

申請者は現在、市内共同住宅で夫と暮らしていますが今回子供を授

かり出産に向け準備を進める中で、将来を見据え実家の近くで土地を探しましたが適当な物件が見つからず、両親に相談したところ両親所有の土地を分家住宅として利用することに賛成を頂き本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、立地基準は第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件については、早川委員お願いいたします。

早川委員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

では、___委員に入室いただきます。

続きまして、15番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページ、申請番号 15 をご覧ください。

申請地は春日新田_____で面積は___㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。駐車場建設の為の所有権移転の農地転用になります。

申請者は21台のトラックを所有しており、その内の12台を清須市春日新田、3台を一宮市内、残りの6台を従業員各個人の自宅に駐車させています。また、追加で3台を新規で購入する予定があり、この3台分についても駐車場がありません。

そのため駐車場を清須営業所近辺で探し一宮に駐車している車両と従業員の自宅に止めている車両を一括管理したいと考え、本申請に至りました

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用

施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第 2 種農地となり、運用通知の オ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
石川委員 この案件の地元は、石川委員ですが。
会 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第 26 号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 1 件 を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 26 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。被相続人の死亡により平成____年____月____日に相続が発生しました。相続人は被相続人の長男で、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、春日屋敷_____と春日夢の森_____の畑 2 筆で合計面積は_____㎡です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件であります。また、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項並びに租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 1 項、第 2 項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われま。以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。
林委員 この案件の地元は、林委員ですが。
会 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第20号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。
番号 22、桃栄四丁目____で登記、現況共に畑です。

堀 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 23、阿原宮前____で登記、現況共に田です。

八 木 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 24、西枇杷島町古城一丁目____で登記、現況共に田です。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第21号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 92、西枇杷島町地領二丁目____で登記、現況共に田です。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 93、西枇杷島町城並三丁目____で登記、現況共に田です。

伊 藤 委 員 こちらも問題ありません。

事 務 局 番号 94、土田二丁目____で登記畑、現況宅地です。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 95、一場神明前____で登記畑、現況雑種地です。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 96、西枇杷島町城並二丁目____で登記田、現況畑です。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 97、花水木一丁目____で登記、現況共に畑です。

事 務 局 問題ないことを日下部委員よりお聞きしております。

事 務 局 番号 98、西枇杷島町城並一丁目____で登記田、現況畑です。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 99、西枇杷島町城並一丁目____で登記田、現況畑です。

伊 藤 委 員 こちらも問題ありません。

事 務 局 番号 100、一場神明前____で登記、現況共に畑です。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 101、土田二丁目____で登記畑、現況雑種地です。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 102、西堀江迫間____で登記田、現況畑です。

堀 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 103、廻間一丁目____で登記田、現況雑種地です。

事務局 問題ないことを日下部委員よりお聞きしております。

事務局 番号 104、西枇杷島町旭一丁目____で登記、現況共に田です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。

事務局 ・農業委員活動記録簿について

会長 それでは、次回の開催について確認します。

平成31年1月25日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階
大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で平成30年度第9回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「__番地」、農
地の地番は「__番」との表記で省略して記載しています。